

## 平成十三年経済産業省令第一号

### 経済産業省組織規則

国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）、経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）及び経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の規定に基づき、並びに経済産業省設置法及び経済産業省組織令を実施するため、経済産業省組織規則を次のように定める。

目次

第一章 本省	第一節 内部部局
	第一款 大臣官房（第一条—第五条の七）
	第二款 経済産業政策局（第六条—第十二条）
	第三款 通商政策局（第十三条—第十四条の八）
	第四款 貿易経済安全保障局（第十五回—第二十一条）
	第五款 イノベーション・環境局（第二十二条—第二十六条）
	第六款 製造産業局（第二十七条—第三十一条）
	第七款 商務情報政策局（第三十二条—三十六条）
	第二章 施設等機関（第三十七条—第二百二十七条）
	第一節 地方支分部局
	第一款 経済産業局（第二百二十八条—第二百五十四条）
	第二款 産業保安監督部等（第二百五十四条の二—第二百五十四条の二十）
	第二節 外局
	第一節 資源エネルギー庁
	第一款 長官官房（第二百五十五条—第二百五十五条の三）
	第二款 省エネルギー・新エネルギー部（第二百五十五条の四）
	第三款 資源・燃料部（第二百五十五条の五—第二百五十六条）
	第四款 電力・ガス事業部（第二百五十七条—三百四条）
	第二節 特許庁
	第一款 内部部局
	第一目 課の設置等（三百五一条—三百二十四条）
	第二目 課の内部組織等（三百二十五条—三百四十五条）
	第三節 中小企業庁
	第一款 長官官房（三百四十七条・三百四十七条の二）
	第二款 事業環境部（三百四十八条・三百四十九条）
	第三款 経営支援部（三百四十九条の二—三百四十九条の三）
	第四款 中小企業庁顧問（三百四十九条の四）
	第三章 経済産業省顧問、経済産業省特別顧問及び経済産業省参与（三百五十条—三百五十五条）
	二条）
	第四章 雑則（第三百五十三条）
	附則
第一条 人事企画官及び人事審査官	（人事企画官及び人事審査官）
第一節 内部部局	（人事企画課に、人事企画官及び人事審査官それを一人を置く。）
第一款 大臣官房	（人事企画官は、命を受けて、職員の人事に関する政策の企画及び立案に参画する。）
2 人事審査官は、命を受けて、職員の人事に関する調査及び審査に関する事務を処理する。	（人事審査官は、命を受けて、職員の人事に関する調査及び審査に関する事務を処理する。）

（公文書監理室及び広報室並びに政策企画官、企画官、国会事務連絡調整官、業務管理官、海外広報官、文書管理官及び情報化総括責任者補佐官）

第二条 総務課に、公文書監理室及び広報室並びに政策企画官十一人、企画官四十五人、国会事務連絡調整官一人、業務管理官五人、海外広報官一人、文書管理官一人及び情報化総括責任者補佐官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2 公文書監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政手続の健全並びに公文書類の管理、情報の公開及び個人情報の保護の適正性及び統一性の確保に関すること。
- 二 公文書類の接受及び発送に關すること（書類その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物に關するものに限る。）。
- 3 公文書監理室に、室長を置く。
- 4 広報室は、広報に關する事務をつかさどる。
- 5 広報室に、室長を置く。
- 6 政策企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する重要事項の企画及び立案に關する事務並びに關係事務に參画する。
- 7 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に關する特定事項の企画及び立案に關する事務並びに關係事務に參画する。
- 8 国会事務連絡調整官は、命を受けて、国会との連絡に關する事務の調整に關する事務を處理する。
- 9 業務管理官は、命を受けて、人事、文書、会計その他の業務管理に係る特定事項に關する事務を處理する。
- 10 海外広報官は、命を受けて、海外に対する広報に關する事務を處理する。
- 11 文書管理官は、命を受けて、経済産業省の文書に關する調査及び管理に關する事務を處理する。
- 12 情報化総括責任者補佐官は、命を受けて、電子化に對応した業務改革その他の経済産業省の事務能率の増進に關する事務のうち特定事項を處理する。
- 13 厚生企画室並びに經理審査官、監査官、政府調達専門官及び厚生審査官（厚生企画室並びに經理審査官、監査官、政府調達専門官及び厚生審査官それぞれ一人を置く。）
- 14 厚生企画室は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること。
  - 二 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第三条第一項の規定により経済産業省に設けられた共済組合に關すること。
  - 三 職員（経済産業省の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に關すること。
  - 四 経済産業省所管の建築物の營繕に關すること。
- 15 庁内の管理に關すること。
- 16 職員の執務能率の増進に必要な施設の運用に關すること。
- 17 厚生企画室に、室長を置く。
- 18 経理審査官は、命を受けて、経済産業省の所掌に關する經理に關する調査及び審査に關する事務を處理する。
- 19 監査官は、命を受けて、経済産業省の所掌に關する会計の監査に關する事務を處理する。
- 20 政府調達専門官は、命を受けて、経済産業省の所掌に關する会計に關する事務のうち政府調達に關する事務を處理する。
- 21 厚生審査官は、命を受けて、職員の福利厚生に關する調査及び審査に關する事務を處理する。
- 22 情報システム室並びに統括情報セキユリティ対策官及び情報セキユリティ対策官（情報システム室は、次に掲げる事務をつかさどる。）

## (製品安全対策官及び品質表示対策官)

- (製品安全対策官及び品質表示対策官)**

**第五条の四** 製品安全課に、製品安全対策官及び品質表示対策官それぞれ一人を置く。

製品安全対策官は、命を受けて、製品安全に関する共通的事項の企画及び立案に参画する。

品質表示対策官は、命を受けて、家庭用品の品質表示に関する特定事項を処理する。

**(リスク評価企画官)**

**第五条の五** 化学物質管理課に、化学物質安全室及び化学兵器・麻薬原料等規制対策室並びに化学物質管理企画官及び化学物質リスク評価企画官それぞれ一人を置く。

化学物質安全室は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）の施行に関する事務をつかさどる。

化学物質安全室に、室長を置く。

**4 3 化学兵器・麻薬原料等規制対策室**は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律（平成七年法律第六十五号）の施行に関する事務。

二 前号に掲げるもののほか、経済産業省の所掌に係る化学工業品の化学兵器若しくはその原料としての使用又は麻薬、向精神薬若しくはこれに類するものの原料としての使用に係る規制に関する事務。

**4 5 化学兵器・麻薬原料等規制対策室**に、室長を置く。

化学兵器・麻薬原料等規制対策室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 化学兵器の管理に関する経済産業省の所掌に係る国際関係事務に係る総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務に参画する（化学物質リスク評価企画官の所掌に属するものを除く）。

二 統括環境保全審査官は、命を受けて、事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関する事務を処理する。

**(火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官)**

**第五条の六** 電力安全課に、統括環境保全審査官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

統括環境保全審査官は、命を受けて、事業用電気工作物の設置又は変更の工事に係る環境影響評価に関する事務を処理する。

**(火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官)**

**第五条の七** 大臣官房に、火薬類保安対策官及び金属鉱業等鉱害対策官それぞれ一人を置く。

火薬類保安対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち火薬類の取締りに関する企画、立案、指導及び連絡調整に関するものを助ける。

金属鉱業等鉱害対策官は、命を受けて、鉱山・火薬類監理官のつかさどる職務のうち鉱害防止事業基金に関するものを助ける。

**(企業財務室)**

**第六条の二** 産業構造課に、経済社会政策室を置く。

経済社会政策室は、経済社会政策の企画及び立案に係る事務をつかさどる。

**(経済社会政策室)**

**第六条** 調査課に、企業財務室を置く。

企業財務室は、企業の財務に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。

**3 3 企業財務室**に、室長を置く。

**(知的財産政策室)**

**第七条** 産業組織課に、知的財産政策室を置く。

- |  |  |
|--|--|
| 3 知的財産政策室は、知的財産に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務をつかさどる。   | （アフリカ室）  |
| 2 未来人材戦略室  | （未来人材戦略室）  |
| 第七条の一 産業人材課に、未来人材戦略室を置く。   | 2 未来人材戦略室は、産業人材課の所掌事務に関する事項のうち、中長期的な戦略に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。   |
| 3 未来人材戦略室に、室長を置く。  | 3 未来人材戦略室に、室長を置く。  |
| （産業税制専門官）  |  |
| 第八条 企業行動課に、産業税制専門官一人を置く。   |  |
| 2 産業税制専門官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する重要な事項を処理する。  | 2 産業税制専門官は、命を受けて、経済産業省の所掌に係る事業に関する税制に関する調整に関する重要な事項を処理する。  |
| （地方調査企画官）  |  |
| 第九条 地域経済産業政策課に、地方調査企画官一人を置く。   | 2 地域経済産業政策課に、地方調査企画官一人を置く。   |
| 2 地域経済産業政策課は、命を受けて、地方情勢の調査及び地域経済産業政策課の所掌事務に関する企画並びに立案に参画する。  | 2 地域経済産業政策課は、命を受けて、地方情勢の調査及び地域経済産業政策課の所掌事務に関する企画並びに立案に参画する。  |
| （統括地域活性化企画官）   |  |
| 第十条 地域経済産業政策課に、統括地域活性化企画官一人を置く。  | 2 地域経済産業政策課に、統括地域活性化企画官一人を置く。  |
| 2 統括地域活性化企画官は、命を受けて、地域経済産業政策課の所掌事務のうち地域における企業の事業活動の高度化の推進に関する事項（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関する事項に関する政策の企画及び立案に参画する。 | 2 統括地域活性化企画官は、命を受けて、地域経済産業政策課の所掌事務のうち地域における企業の事業活動の高度化の推進に関する事項（商務情報政策局の所掌に属するものを除く。）及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関する事項に関する政策の企画及び立案に参画する。 |
| （工業用水道計画官）   |  |
| 第十二条 産業基盤整備課に、工業用水道計画官を一人置く。   | 2 工業用水道計画官は、命を受けて、工業用水道に関する計画及び調査に関する事務を処理する。  |
| 第十三条 総務課に、貿易保険検査官一人を置く。  | 2 工業用水道計画官は、命を受けて、工業用水道に関する計画及び調査に関する事務を処理する。  |
| （貿易保険検査官）  |  |
| 第十四条 第二条第一項第一号に規定する特定事項の企画及び立案に参画する。   | 2 第二条第一項第一号に規定する特定事項の企画及び立案に参画する。  |
| 2 通商戦略企画官は、命を受けて、通商戦略に関する特定事項の企画及び立案に参画する。   | 2 通商戦略企画官は、命を受けて、通商戦略に関する特定事項の企画及び立案に参画する。   |
| （技術・人材協力室）   |  |
| 第十四条の二 貿易振興課に技術・人材協力室を置く。  | 2 貿易振興課に技術・人材協力室を置く。   |
| 2 技術・人材協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。   | 2 技術・人材協力室は、次に掲げる事務をつかさどる。   |
| 一 通商経済上の技術及び人材に関する協力（通商経済上の地域協力に係るものと除く。）に関する事務（技術・人材協力室）  | 一 通商経済上の技術及び人材に関する協力（通商経済上の地域協力に係るものと除く。）に関する事務（技術・人材協力室）  |
| 二 通商経済上の技術及び人材に関する協定又は取決めの実施に関する事務（技術・人材協力室）   | 二 通商経済上の技術及び人材に関する協定又は取決めの実施に関する事務（技術・人材協力室）   |
| 三 調査及び調整に関する事務をつかさどる。  | 三 調査及び調整に関する事務をつかさどる。  |
| （資金協力室）  |  |
| 第十四条の三 通商金融課に、資金協力室を置く。  | 2 資金協力室は、通商経済上の地域協力に係るものと除く。に関する事務（資金協力室）  |
| 2 資金協力室は、通商経済上の資金協力（通商経済上の地域協力に係るものと除く。）に関する事務（資金協力室）  | 2 資金協力室は、通商経済上の資金協力（通商経済上の地域協力に係るものと除く。）に関する事務（資金協力室）  |
| 3 調査及び調整に関する事務をつかさどる。  | 3 調査及び調整に関する事務をつかさどる。  |
| （資金協力室）  |  |
| 第十四条の四 中東アフリカ課に、アフリカ室を置く。  | 2 中東アフリカ課に、アフリカ室を置く。   |
| 2 アフリカ室は、次に掲げる事務をつかさどる。  | 2 アフリカ室は、次に掲げる事務をつかさどる。  |
| （アフリカ室）  |  |
| 第十四条の五 中東アフリカ課に、南西アジア室を置く。   | 2 中東アフリカ課に、南西アジア室を置く。  |
| 2 南西アジア室は、次に掲げる事務をつかさどる。   | 2 南西アジア室は、次に掲げる事務をつかさどる。   |
| （南西アジア室）   |  |
| 第十四条の六 北東アジア課に、韓国室を置く。   | 2 北東アジア課に、韓国室を置く。  |
| 2 韓国室は、次に掲げる事務をつかさどる。  | 2 韓国室は、次に掲げる事務をつかさどる。  |
| （韓国室）  |  |
| 第十四条の七 国際経済部に、通商調査官三人を置き、通商調査官のうちから経済産業大臣が指名する者を統括通商調査官とする。  | 2 国際経済部に、通商調査官三人を置き、通商調査官のうちから経済産業大臣が指名する者を統括通商調査官とする。   |
| 2 通商調査官は、命を受けて、参考官のつかさどる職務のうち通商に関する多数国間の協定又は取決めに係る紛争に関する調査その他の紛争の解決に関するものと連絡する。  | 2 通商調査官は、命を受けて、参考官のつかさどる職務のうち通商に関する多数国間の協定又は取決めに係る紛争に関する調査その他の紛争の解決に関するものと連絡する。  |
| 3 統括通商調査官は、命を受けて、参考官のつかさどる職務のうち通商に関する多数国間の協定又は取決めに係る紛争に関する調査その他の紛争の解決に関するものと連絡する。  | 3 統括通商調査官は、命を受けて、参考官のつかさどる職務のうち通商に関する多数国間の協定又は取決めに係る紛争に関する調査その他の紛争の解決に関するものと連絡する。  |
| （東アジア経済統合企画官）  |  |
| 第十四条の八 経済連携課に、東アジア経済統合企画官一人を置く。  | 2 経済連携課に、東アジア経済統合企画官一人を置く。   |
| 2 東アジア経済統合企画官は、命を受けて、経済連携課の所掌事務のうち東アジア地域における経済統合に関する事務に参画する。   | 2 東アジア経済統合企画官は、命を受けて、経済連携課の所掌事務のうち東アジア地域における経済統合に関する事務に参画する。   |
| （情報調査室及び技術調査室並びに経済安全保障国際戦略企画官）   |  |
| 第十五条 経済安全保障政策課に、情報調査室及び技術調査室並びに経済安全保障国際戦略企画官一人を置く。   | 2 情報調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報の収集及び分析に関する事務をつかさどる（技術調査室の所掌に属するものを除く。）。  |
| 2 情報調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報のうち技術に関するものの収集及び分析に関する事務をつかさどる。   | 2 情報調査室は、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策に関する情報のうち技術に関するものの収集及び分析に関する事務をつかさどる。   |
| （技術調査室）  |  |
| 第十六条 情報調査室に、室長を置く。   | 3 情報調査室に、室長を置く。  |

6	経済安全保障国際戦略企画官は、命を受けて、経済産業省の所掌事務のうち安全保障の確保に関する経済施策に関する総合的な政策のうち国際戦略に関する特定事項の企画及び立案に参画する。
第十六条及び第十七条 削除	(原産地証明室及び貿易管理システム専門官)
第十八条 貿易管理課に、原産地証明室及び貿易管理システム専門官一人を置く。	4 3 貿易管理システム専門官は、命を受けて、輸出及び輸入の管理並びに通商に伴う外国為替の管理及び調整に関する手続の電子化に関する事務を処理する。
第十九条 貿易審査課に、農水産室及び特殊関税等調査室を置く。	4 3 農水産室は、次に掲げる事務（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第五十四条第二項及び輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）第三十六条の規定により税關長に委任された権限に係る事務に関する税關長の指揮監督に係るものを除く。）をつかさどる。 一、輸出及び輸入の承認に関する事務（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するものに限る）。 二、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）の施行に関する事務のうち輸出移動書類（同法第五条第一項に規定する輸出移動書類をいう。以下同じ。）に関する事務（農林畜水産物、飲食料品及び農薬に関するものに限る。） 三、前二号に掲げるもののほか、農林畜水産物、飲食料品及び農薬の輸出及び輸入の管理に関する事務（輸出及び輸入の承認に関する事後審査に関するものを除く。）。 四、特許関税等調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、輸入貨物に係る相殺関税及び不当廉売関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関する事。二、緊急関税その他の貨物の輸入の増加の際の緊急の措置に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関する事。三、農水産室に、室長を置く。
第五款 イノベーション・環境局	5 (国際投資管理室) 第二十条 安全保障貿易管理課に、国際投資管理室を置く。
第二十一条 統括安全保障貿易審査課に、統括安全保障貿易審査官一人を置く。	2 国際投資管理室は、外国為替及び外国貿易法の規定による外國投資家の対内直接投資等、特定取得及び技術導入契約の締結等の規制に関する事務をつかさどる。 3 (国際投資管理室) 第二十二条 安全保障貿易審査課に、統括安全保障貿易審査官一人を置く。
(イノベーション推進政策企画室及び国際室並びにイノベーション推進戦略企画官及び企画官)	2 一、外国為替及び外国貿易法第四十八条第一項及び第二項に規定する輸出の許可に関する事。二、外國為替及び外國貿易法第二十五条第一項から第四項までに規定する取引又は行為の許可に関する事。
(イノベーション推進政策企画室及び国際室並びにイノベーション推進戦略企画官一人及び企画官一人を置く。)	2 企画官一人及び企画官一人を置く。
第六款 イノベーション・環境局	2 (地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室並びに環境技術戦略企画官)
第二十三条 環境政策課に、地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室並びに環境技術戦略企画官一人を置く。	2 1 計量行政室は、次に掲げる事務をつかさどる。 一、計量の標準の整備及び適正な計量の実施の確保に関する事務（資源エネルギー庁の所掌に属するものを除く。）。 二、計量行政審議会の庶務に関する事。
第二十四条 基準認証政策課に、計量行政室を置く。	3 (計量行政室) 第二十五条 環境政策課に、地球環境対策室、環境経済室及び環境金融室並びに環境技術戦略企画官一人を置く。
第二十六条 地球環境対策室は、地球環境対策室は、経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（環境経済室及び環境金融室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。	2 企画官一人及び企画官一人を置く。
第二十七条 地球環境対策室に、室長を置く。	3 企画官一人及び企画官一人を置く。



## (消費経済企画室及び消費者相談室)

**第三十四条** 消費・流通政策課に、消費経済企画室及び消費者相談室を置く。

2 消費経済企画室は次に掲げる事務をつかさどる。

一 商業の発達及び改善に関する基本に関する事務のうち一般消費者に係る取引に関する事務（商取引監督課の所掌に属するものを除く。）。

二 訪問販売及び通信販売の事業に関する事務。

三 経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務の総括に関する事務（製品安全課の所掌に属するものを除く。）。

四 経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務（経済産業政策局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

五 消費経済審議会の庶務に関する事務。

4 3 消費経済企画室に、室長を置く。

4 3 消費者相談室は、経済産業省の所掌事務に係る消費生活に関する苦情及び問合せに対する情報の提供その他の処理に関する事務をつかさどる。

5 消費者相談室に、室長を置く。

（商取引検査室）  
第三十五条 商取引監督課に、商取引検査室を置く。

2 商取引検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）の規定に基づく検査に関する事務。

二 割賦販売法（昭和三十六年法律第二百五十九号）の規定に基づく検査に関する事務。

三 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の規定に基づく検査に関する事務。

四 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）の規定に基づく検査に関する事務。

五 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）の規定に基づく検査に関する事務。

六 信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされた同法附則第二条の規定による廃止前の特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の規定に基づく同法第二条第四項に規定する特定債権等譲受業を営む者の検査に関する事務。

3 商取引検査室に、室長及び商取引検査官八人を置く。

4 商取引検査官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務のうち検査の実施に関する事務を行う。

（所長及び次長）  
第三十六条 削除  
第三十七条 経済産業研修所の位置

第三十六条の二 削除  
第三十六条の三 削除  
第三十六条の四 削除  
（経済産業研修所の位置）  
第三十七条 経済産業研修所は、東京都に置く。

（所長及び次長）  
第三十八条 経済産業研修所に、所長及び次長一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする）を置く。

3 2 所長は、経済産業研修所の事務を掌理する。

3 次長は、所長を助け、経済産業研修所の事務を整理する。  
(経済産業研修所に置く課等)  
（経済産業研修所に置く課等）

第三十九条 経済産業研修所に、次の二課並びに指導官及び副指導官並びに研修主幹（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする）一人を置く。  
（経済産業研修所に置く課等）

## (管理課の所掌事務) 管理課

**第四十条** 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済産業研修所の職員の任命、給与、懲戒、服務その他的人事に関する事務。

二 所長の官印及び所印の保管に関する事務。

三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。

四 経済産業研修所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事務。

五 経済産業研修所所属の行政財産及び物品の管理に関する事務。

六 前各号に掲げるもののほか、経済産業研修所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

（企画課の所掌事務）  
**第四十一条** 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 研修計画に関する事務。

二 研修の評価に関する事務。

三 教材に関する事務。

四 研修員（経済産業研修所において研修を受ける者をいう。以下同じ。）の入所、退所その他の研修に関する事務。

五 研修のため必要な調査及び研究に関する事務。

六 前各号に掲げるもののほか、研修の実施に関する事務。

（指導官及び副指導官の職務）  
**第四十二条** 指導官及び副指導官は、命を受けて、研修員に対する研修を行ふ。

2 副指導官は、前項に定めるもののほか、指導官を補佐する。

3 指導官は、非常勤とする。

（研修主幹の職務）  
**第四十三条** 削除  
（研修主幹の職務）  
**第四十四条** 研修主幹は、命を受けて、研修の実施に関する事務のうち特定事項を処理する。（顧問）  
（顧問）  
**第四十五条** 経済産業研修所に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、経済産業研修所の所掌事務のうち重要な施策に参画し、特定事項の処理に当たる。

3 顧問は、非常勤とする。

（管轄区域の特例）  
**第四十六条から第二百二十七条まで** 削除  
（管轄区域の特例）  
**第一款 経済産業局**

3 第二百二十八条 輸出の許可及び承認並びに輸入の承認に関する事務並びにこれらの事後審査に関する事務については、各経済産業局は、その管轄区域以外の区域をも管轄することができる。

2 通商に伴う支払等及び役務取引等の許可に関する事務については、各経済産業局は、その管轄区域以外の区域をも管轄することができる。

3 経済産業省設置法第十条第一項の規定により経済産業局に属させられた消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第四条第九号に掲げる事務については、各経済産業局は、当該事務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、その管轄区域以外の区域をも管轄することができる。

4 けい石及び耐火粘土の生産その他これらの中物に係る鉱業（出願及び登録に関する事務）を除く。については、関東経済産業局は、福島県いわき市、白河市（平成十七年十一月六日における旧西白河郡表郷村、東村及び大信村の区域に限る）、双葉郡及び西白河郡をも管轄する。



- 二 産業構造の改善に関すること。
- 三 企業間関係その他の産業組織の改善に関すること。
- 四 市場における経済取引に係る準則の整備に関すること。
- 五 工業所有権及びこれに類するもの保護及び利用に関すること。
- 六 民間に於ける技術の開発に係る環境の整備に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、業種に普遍的な産業政策に関すること。
- 八 地域における商鉱工業一般の振興に関すること（産業部の所掌に属するものを除く。）。
- 九 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発の技術指導及び助成並びにその成果の普及に関すること。
- 十 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びに企業化の促進に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- 十一 前二号に掲げるもののほか、鉱工業の科学技術の進歩及び改良並びにこれらに關する事業の發達、改善及び調整に関すること。
- 十二 産業標準の普及その他の産業標準化に関すること。
- 十三 経済産業省の所掌に係る技術に関する事務の総括に関すること。
- 十四 経済産業省の所掌に係る技術に関する政策の評価に関すること。
- 十五 経済産業省の所掌事務に関する調査に関する事務の総括に関すること。
- 十六 経済産業省の所掌事務に関する技術に関する総合的な調査に関すること。
- 十七 商鉱工業の發達及び改善に関する基本に関する事務（総務企画部及び産業部の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 経済産業省の所掌に係る事業の發達、改善及び調整に関する事務（産業部及び資源エネルギー環境部の所掌に属するものを除く。）。
- ギ一 環境部の所掌に属するものを除く。）、
- 十九 経済産業省の所掌に係る事業の發達、改善及び調整に関する事務の総括に関すること。
- 二十 次に掲げる物資の輸出、輸入、生産、流通及び消費（生糸及び繭短纖維の生産、流通及び消費並びに農林水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に関する事務（産業部及び資源エネルギー環境部の所掌に属するものを除き、航空機の修理については、航空機製造事業者の行うものに限る。）。
- 鉄鋼、鉄鋼製品、軽金属、ニッケル、コバルト、チタニウム、希有金属、非鉄金属製品、金屬くず、化学工業品、機械器具、鋳造品、鍛造品、織維工業品、雑貨工業品及びこれらに類するもの（油脂製品、化粧品、農水産機械器具、産業車両、陸用内燃機関、航空機、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置、原皮、原毛皮、国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品並びに農林水産省がその生産を所掌する農機具を除く。）、
- 二十一 経済産業省の所掌に係る物資（電力を含む。次号において同じ。）の需給の調整に関する事務の総括に関すること。
- 二十二 経済産業省の所掌に係る物資の価格に関する事務の総括に関すること。
- 二十三 経済産業省の所掌に係る金融上の措置に関する事務の総括に関すること。
- 二十四 経済産業省の所掌に係る人材に関する事務の総括に関すること。
- 二十五 非鉄金属（核燃料物質を除く。）の回収及び再生に関する事務。
- 二十六 住宅設備機器及びインテリア用品に関する事務の総括に関すること。
- 二十七 工業塩の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 二十八 化学肥料（炭酸カルシウムを除く。）の輸出、輸入及び生産の増進、改善及び調整に関すること。
- 二十九 鉄道車両、鉄道信号保安装置、自動車用代燃装置並びに国土交通省がその生産を所掌する軽車両、船舶、船舶用機関及び船舶用品の輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。

- 三十 化学物質の管理に関する経済産業省の所掌に係る事務に関する事務。
- 三十一 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、鉱工業の発達及び改善を図るものに関する事務。
- 三十二 情報処理の促進に関する事務。
- 三十三 情報通信の高度化に関する事務のうち情報処理に係るものに関する事務。
- 三十四 弁理士に関する事務。
- 三十五 中小企業の技術の向上に関する事務（産業部の所掌に属するものを除く。）。
- 三十六 中小企業の新技術を利用した事業活動の促進に関する事務（産業部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 関東経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第十九号まで、第二十三号、第二十四号及び第三十二号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。
- 三 東北経済産業局の地域経済部は、第一項に掲げる事務のほか、次条第一項第一号及び第三号に掲げる事務をつかさどる。
- 四 中部経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第二十号（航空機、銃砲に関する事務を除く。）、第二十三号、第二十四号及び第三十一号から第三十六号までに掲げる事務のほか、次条第一項第八号から第十号までに掲げる事務及び第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。
- 五 近畿経済産業局の地域経済部は、第一項の規定にかかわらず、同項第一号から第十九号まで、第二十三号、第二十四号及び第三十二号から第三十六号までに掲げる事務をつかさどる。
- 六 第四国経済産業局の地域経済部は、第一項に掲げる事務のほか、次条第一項第八号から第十号までに掲げる事務及び第二百三十四条第一号から第四号までに掲げる事務をつかさどる。
- 七 （産業部の所掌事務）
- 一 産業立地に関する事務。
- 二 産業立地に関する事務。
- 三 工業用水道事業の助成及び監督に関する事務。
- 四 適正な計量の実施の確保に関する事務（資源エネルギー環境部の所掌に属するものを除く。）。
- 五 産業部の所掌に係る事業の發達、改善及び調整に関する事務。
- 六 アルコール（アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールをいう。）の輸出、輸入、生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関する事務。
- 七 自転車競走及び小型自動車競走の施行に関する事務。
- 八 デザインに関する指導及び奨励並びにその濫用の防止に関する事務。
- 九 経済産業省の所掌に係るサービス業に関する事務。
- 十 通商に関する参考品及びこれに類するものの収集及び展示紹介に関する事務。
- 十一 商業の發達及び改善に関する基本に関する事務（その他商一般に関する事務）。
- 十二 百貨店業その他大規模小売店舗における小売業に関する事務。
- 十三 物資の流通（輸送、保管及び保険を含む。）の効率化及び適正化に関する事務のうち経済産業省の所掌に係る事務。
- 十四 商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関する事務。
- 十五 経済産業省の所掌事務に係る消費の合理化に関する事務。
- 十六 経済産業省の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務。
- 十七 中小企業の育成及び発展を図るために基本となる方策の企画及び立案に関する事務。

- 十八 中小企業の経営方法の改善、技術の向上その他の経営の向上に関すること（地域経済部の所掌に属するものを除く。）。
- 十九 中小企業の新たな事業の創出に関すること（地域経済部の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 中小企業に係る取引の適正化に関すること。
- 二十一 中小企業の事業活動の機会の確保に関すること。
- 二十二 中小企業の経営の安定に関すること。
- 二十三 中小企業に対する円滑な資金の供給に関すること。
- 二十四 中小企業の経営に関する診断、助言及び研修に関すること。
- 二十五 中小企業の交流又は連携及び中小企業による組織に関する組織に関すること。
- 二十六 中小企業の経営に関する相談並びに中小企業に関する行政に関する苦情若しくは意見の申出又は照会につき、必要な処理をし、又はそのあつせんをすること。
- 二十七 北海道経済産業局の産業部は、前項の規定にかかる号から第二十六号までに掲げる事務を一号から第二十六号までに掲げる事務をつかさどる。
- 二十八 東北経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかる号及び第四号から第二十六号までに掲げる事務をつかさどる。
- 二十九 中国経済産業局の産業部は、第一項に掲げる事務のほか、第二百三十四条各号に掲げる事務をつかさどる。
- 三十 関東経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかる号及び第四号から第二十六号までに掲げる事務のほか、前条第一項第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十号までに掲げる事務をつかさどる。
- 三十一 中部経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかる号及び第四号から第二十六号までに掲げる事務のほか、前条第一項第二十号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十号までに掲げる事務をつかさどる。
- 三十二 近畿経済産業局の産業部は、第一項各号に掲げる事務のほか、前条第一項第二十号から第二十二号までに掲げる事務をつかさどる。
- 三十三 四国経済産業局の産業部は、第一項の規定にかかる号から第二十五号から第三十号までに掲げる事務のほか、同項第一号から第七号まで及び第十号から第二十六号までに掲げる事務のほか、第二百三十四条第五号から第八号までに掲げる事務をつかさどる。
- 三十四 第二百三十二条 削除  
(国際部の所掌事務)
- 三百三十四条 国際部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 経済産業省の所掌に関する国際関係事務の総括に関すること。
- 二 通商経済上の国際協力に関すること。
- 三 経済産業省の所掌に係る事業の海外事業活動に関すること。
- 四 輸出及び輸入の増進、改善及び調整に関すること。
- 五 通商政策上の関税に関する事務その他の関税に関する事務のうち経済産業省の所掌に係るものに関すること。
- 六 通商に伴う外国為替の管理及び調整に関すること。
- 七 経済産業省の所掌に係る産業公害の防止対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 八 前三号に掲げるもののほか、通商に関すること（通商経済上の国際協力（経済協力を含む。）に關することを除く。）。
- 九 資源エネルギー環境部の所掌事務
- 三百三十五条 資源エネルギー環境部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 経済産業省の所掌に係る資源エネルギー環境部の所掌事務
- 二 経済産業省の所掌に係る資源の有効な利用の確保に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- 三 経済産業省の所掌に係る環境の保全に関する事務の総括に関すること。
- 四 経済産業省の所掌に係る環境と調和のとれた事業活動の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 五 経済産業省の所掌に係る地球環境保全に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 六 経済産業省の所掌に係る事業の産業廃棄物に関する対策の促進に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 七 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の施行に関すること。
- 八 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の施行に関すること。
- 九 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）の施行に関すること。
- 十 特定家庭用機器再商品化法（平成十年法律第九十七号）の施行に関すること。
- 十一 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）の施行に関すること。
- 十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関すること。
- 十三 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）の施行に関すること。
- 十四 省エネルギー及び新エネルギーに関する政策に関すること。
- 十五 石油、可燃性天然ガス、石炭、亜炭、その他の鉱物及びこれに類するものに並びにこれら号までに掲げる事務のほか、前条第一項第二十号（地域経済部の所掌に属するものを除く。）から第二十二号まで及び第二十五号から第三十号までに掲げる事務をつかさどる。
- 十六 鉱害の賠償に関すること。
- 十七 鉱物及びその製品並びにこれらに類するもの及び非鉄金属の輸出、輸入、生産、流通及び消費（農林畜水産業専用物品の流通及び消費を除く。）の増進、改善及び調整に関すること（地域経済部及び産業部の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 資源エネルギー環境部の所掌に係る事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 十九 電気、ガス及び熱の安定的かつ効率的な供給の確保に関すること（総務企画部の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 電気の適正な計量の実施の確保に関すること（電気の取引に関するものに限る。）。
- 二十一 エネルギーに関する原子力政策に係る広報の実施に関すること。
- 二十二 九州経済産業局の資源エネルギー環境部は、前項各号に掲げる事務のほか、石炭鉱業及び亜炭鉱業に係る鉱害に関する事務をつかさどる。
- 二十三 第二百三十七条及び第二百三十八条 削除  
(部の所掌事務の変更)
- 二四 第二百三十九条 経済産業局長は、特に必要があるときは、前十条の規定にかかる号、経済産業大臣の承認を受けて、部の所掌事務の一部を変更することができる。
- 二五 (次長)  
二百四十四条 関東経済産業局の総務企画部、北海道経済産業局、関東経済産業局、中部経済産業局、近畿経済産業局、中国経済産業局及び四国経済産業局の地域経済部、近畿経済産業局及び九州経済産業局の産業部、北海道経済産業局、東北経済産業局、関東経済産業局、中部経済産業局、近畿経済産業局及び九州経済産業局の資源エネルギー環境部に次長それぞれ一人を置く。
- 二六 次長は、部長を助け、部の事務を整理する。
- 二七 (次長)  
二百四十五条 近畿経済産業局及び九州経済産業局の国際部に、国際化調整企画官それぞれ一人を置く。
- 二八 (次長)  
二百四十六条 国際化調整企画官



- 八 産業保安監督部の行政の考査に関すること。
- 九 広報に関すること。
- 十 産業保安監督部の機構及び定員に関すること。
- 十一 産業保安監督部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十二 産業保安監督部所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十三 産業保安監督部の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十四 産業保安監督部の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、産業保安監督部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
- 十六 那覇産業保安監督事務所に置かれる管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 機密に関する事務。
- 二 那覇産業保安監督事務所の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。
- 三 所長の官印及び所印の保管に関する事務。
- 四 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務。
- 六 那覇産業保安監督事務所の保有する情報の公開に関する事務。
- 七 那覇産業保安監督事務所の所掌事務に関する総合調整に関する事務。
- 八 那覇産業保安監督事務所の行政の考査に関する事務。
- 九 広報に関する事務。
- 十 一 那覇産業保安監督事務所の機構及び定員に関する事務。
- 十一 那覇産業保安監督事務所の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務。
- 十二 那覇産業保安監督事務所所属の行政財産及び物品の管理に関する事務。
- 十三 那覇産業保安監督事務所の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。
- 十四 那覇産業保安監督事務所の情報システムの整備及び管理に関する事務。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、那覇産業保安監督事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
- (保安課の所掌事務)
- 第二百五十四条の四 産業保安監督部に置かれる保安課は、火薬類の取締り、高压ガスの保安その他之所掌に係る保安の確保に関する事務をつかさどる。(他課の所掌に属するものを除く。)
- (電力安全課の所掌事務)
- 第二百五十四条の五 産業保安監督部に置かれる電力安全課は、電力設備(電気工作物及びその附帯設備をいう。以下同じ。)に係る保安の確保に関する事務をつかさどる。
- (鉱山保安課の所掌事務)
- 第二百五十四条の六 産業保安監督部に置かれる鉱山保安課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 鉱山における保安に関する事務(鉱害防止課の所掌に属するものを除く。)。
- 二 地方鉱山保安協議会に関する事務。
- 三 二酸化炭素の貯蔵等に係る保安に関する事務。
- (鉱害防止課の所掌事務)
- 第二百五十四条の七 産業保安監督部に置かれる鉱害防止課は、鉱山における鉱害の防止に関する事務をつかさどる。
- (保安監督課の所掌事務)
- 第二百五十四条の八 那覇産業保安監督事務所に置かれる保安監督課は、火薬類の取締り、高压ガスの保安、鉱山における保安その他の所掌に係る保安の確保に関する事務をつかさどる。
- (支部の名称、位置、管轄区域及び所掌事務)
- 第二百五十四条の九 支部の名称、位置及び管轄区域は次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
関東東北産業保安監督部東北支部	仙台市	東北経済産業局の管轄区域
中部近畿産業保安監督部近畿支部	大阪市	近畿経済産業局の管轄区域
中国四国産業保安監督部四国支部	高松市	四国経済産業局の管轄区域
2 経済産業省組織令(平成十二年政令第二百五十四号) 第百二条第四項の規定に基づき経済産業大臣が管轄経済産業局として東北経済産業局、近畿経済産業局又は四国経済産業局を指定した鉱業については、それぞれ関東東北産業保安監督部東北支部、中部近畿産業保安監督部近畿支部又は中国四国産業保安監督部四国支部の管轄とする。		
3 支部は、産業保安監督部の所掌事務のうち第一項の管轄区域における産業保安の確保に関する事務を分掌する。		
(管轄区域の特例)		
第二百五十四条の十 産業保安監督部及び支部の管轄区域について、第二百二十八条第五項及び第六項を準用する。この場合において、これらの規定中「第二百三十五条に規定する事務」とあるのは「産業保安の確保に関する事務」と、「東北経済産業局」とあるのは「関東東北産業保安監督部及び関東東北産業保安監督部東北支部」と、「関東経済産業局」とあるのは「関東東北産業保安監督部」と、「中部経済産業局」とあるのは「中部近畿産業保安監督部」と、「近畿経済産業局」とあるのは「中部近畿産業保安監督部近畿支部」と、「中国経済産業局」とあるのは「中国四国産業保安監督部」と、「四国経済産業局」とあるのは「中国四国産業保安監督部及び中国四国産業保安監督部四国支部」と読み替えるものとする。		
(支部に置く課)		
第二百五十四条の十一 関東東北産業保安監督部東北支部に、次の五課を置く。		
1 管理課 保安課 電力安全課 鉱害防止課		
2 管理課 保安課 電力安全課 鉱山保安課		
3 管理課 保安課 電力安全課 鉱山保安課		
4 管理課 保安課 電力安全課 鉱山保安課		
5 管理課 保安課 電力安全課 鉱山保安課		
6 管理課 保安課 電力安全課 鉱山保安課		
7 管理課 保安課 電力安全課 鉱山保安課		
8 管理課 保安課 電力安全課 鉱山保安課		
9 管理課 保安課 電力安全課 鉱山保安課		
10 管理課 保安課 電力安全課 鉱山保安課		
11 支部の機構及び定員に関する事務。		
12 支部所属の行政財産及び物品の管理に関する事務。		
13 支部の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関する事務。		
14 支部の情報システムの整備及び管理に関する事務。		







(審査第一部に置く課等)  
第三百一十八条 審査第一部に、次の二課及び審査長八人を置く。

意匠課  
調整課

(審査第一部の所掌事務)

第三百一十九条 調整課は、発明の審査（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和十五年法律第三十号）の規定に基づく国際調査及び国際予備審査を含む。以下同じ。）及び実用新案技術評価書の作成に関する事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。（意匠課の所掌事務）

第三百二十条 意匠課は、意匠の審査に関する事務をつかさどる。（審査長の職務）

第三百二十一条 審査長のうち六人は、命を受けて、審査第一部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を、他の二人は、命を受けて、意匠の審査に関する事務を分掌する。（審査長）

第三百二十二条 審査第二部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第一部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。（審査長）

第三百二十三条 審査第三部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第二部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。（審査長）

第三百二十四条 審査第四部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第三部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。（審査長）

第三百二十五条 審査第五部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第四部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。（審査長）

第三百二十六条 審査第六部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第五部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。（審査長）

第三百二十七条 審査第七部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第六部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。（審査長）

第三百二十八条 審査第八部に、審査長七人を置く。

2 審査長は、命を受けて、審査第七部の所掌事務に係る発明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関する事務を分掌する。（審査長）

第三百二十九条 総務部、審査業務部、審査第一部、審査第二部、審査第三部及び審査第四部に、

2 審査官及び審査官補を置く。  
3 審査官は、命を受けて、特許、意匠登録及び商標登録の出願の審査並びに国際調査及び国際予備審査並びに実用新案技術評価書の作成に関する事務を処理する。

3 審査官補は、命を受けて、審査官を補佐し、特許、意匠登録及び商標登録の出願の審査並びに国際調査及び国際予備審査並びに実用新案技術評価書の作成に関する事務を処理する。（審査官）

第三百三十六条 審判部に、審判官を置く。

2 審判官は、命を受けて、工業所有権に関する審判事件並びに特許異議申立事件及び登録異議申立事件に関する審理及び決定に関する事務を処理する。（審査監理官）

第三百三十七条 審査業務部に審査監理官一人を、審査第一部に審査監理官四人を、審査第二部に

審査監理官三人を、審査第三部に審査監理官三人を、審査第四部に審査監理官二人を置く。

2 審査業務部に置かれる審査監理官は、命を受けて、審査長のつかさどる事務のうち商標の審査に関するものを助ける。

3 審査第一部に置かれる審査監理官のうち三人は、命を受けて、審査長のつかさどる事務のうち發明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関するものを、他の一人は、命を受けて、審査長のつかさどる事務のうち意匠の審査に関するものを助ける。

4 審査第二部 審査第三部又は審査第四部に置かれる審査監理官は、命を受けて、審査長のつかさどる事務のうち發明の審査及び実用新案技術評価書の作成に関するものを助ける。

（調査官及び弁理士業務監理官）

第三百三十八条 秘書課に、調査官及び弁理士業務監理官それぞれ一人を置く。

2 調査官は、命を受けて、特許庁の職員の人事管理、特許庁の職員の福利厚生（特許庁の職員の衛生に関するものを除く。）及び特許庁の事務能率の増進に関する調査及び連絡に関する事務を処理する。

3 弁理士業務監理官は、命を受けて、弁理士の業務の管理及び監督に関する重要な事項を処理する。

（制度審議室及び情報技術統括室並びに業務管理企画官）

2 第三百二十九条 総務課に、制度審議室及び情報技術統括室並びに業務管理企画官一人を置く。

3 制度審議室は、次に掲げる事務をつかさどる。

1 工業所有権制度の改正に関する事務に関する事務に關すること。

2 工業所有権に関する法製の調査に関する事務に關すること。

3 制度審議室に、室長を置く。

（情報技術統括室）

2 第三百三十条 工業所有権に関する情報システムの整備及び管理に関する事務に關すること。

1 工業所有権に関する民間における技術の開発に係る環境の整備に関する事務に關すること（企画調査課の所掌に属するものを除く。）。

2 情報技術統括室に、室長を置く。

3 業務管理企画官は、命を受けて、特許庁の所掌事務に係る事務の合理化その他の業務管理に関する特定事項の調査に関する事務を処理し、並びに企画、立案及び評価に参画する。（会計調査官及び厚生管理官）

2 第三百三十二条 会計課に、会計調査官及び厚生管理官それぞれ一人を置く。

3 会計調査官は、命を受けて、特許特別会計に関する特定事項の調査に関する事務を処理し、並びに企画及び立案に参画する。

2 厚生管理官は、命を受けて、特許特別会計に属する施設の管理及び営繕並びに特許庁の職員の衛生に関する事務を処理する。

（国際制度企画官）

2 第三百三十三条 国際政策課に、国際制度企画官一人を置く。

2 国際制度企画官は、命を受けて、特許庁の所掌事務のうち工業所有権制度に関する国際協力に関する重要な事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を処理する。

3 方式審査室及び登録室を置く。

2 方式審査室は、次に掲げる事務をつかさどる。

		一、工業所有権に関する出願書類の方式審査に関する事務（出願課の所掌に属するものを除く。）
二		二、工業所有権に関する出願書類の整理及び保管に関する事務（出願課の所掌に属するものを除く。）
三	4 3	方式審査室に、室長を置く。 登録室は、次に掲げる事務をつかさどる。
四	4 3	一、工業所有権の登録に関する事務。 二、特定通常実施権許諾契約により許諾された通常実施権の登録に関する情報提供に関する事務。
五	5	登録室に、室長を置く。 (国際出願室、国際意匠・商標出願室及び特許行政サービス室)
第三百三十四条	2	第三百三十四条 出願課に、国際出願室、国際意匠・商標出願室及び特許行政サービス室を置く。
第一	2	国際出願室は、次に掲げる事務をつかさどる。
二	1	一、国際出願（特許法及び実用新案法の規定により特許出願及び実用新案登録出願とみなされる国際出願を除く。）に関する出願書類の方式審査に関する事務。 二、国際出願に関する出願書類の接受及び発送に関する事務。 三、国際出願に関する出願書類の整理及び保管に関する事務。
三	4 3	国際意匠・商標出願室は、次に掲げる事務をつかさどる。 国際意匠に係る国際登録出願及び商標に係る国際登録出願に関する出願書類の方式審査に関する事務。
四	1	一、意匠に係る国際登録出願及び商標に係る国際登録出願に関する出願書類の接受及び発送に関する事務。 二、意匠に係る国際登録出願及び商標に係る国際登録出願に関する出願書類の接受及び発送に関する事務。
五	3	三、意匠に係る国際登録出願及び商標に係る国際登録出願に関する出願書類の整理及び保管に関する事務。
六	7	国際意匠・商標出願室に、室長を置く。
七	7	特許行政サービス室は、出願及び登録に関する情報提供に関する事務をつかさどる（登録室の所掌に属するものを除く。）。
（商標審査企画官）		
第三百三十五条	2	商標課に、商標審査企画官一人を置く。
第一	2	商標審査企画官は、命を受けて、商標の審査に関する特定事項の調査に関する事務を処理し、並びに企画及び立案に参画する。（審査推進室及び審査基準室）
第二	2	審査推進室は、発明の審査及び実用新案技術評価書の作成の推進に必要な調査に関する事務をつかさどる。
三	3	審査推進室に、室長を置く。
（意匠審査企画官）		
第三百三十七条	2	意匠課に、意匠審査企画官一人を置く。 意匠審査企画官は、命を受けて、意匠の審査に関する特定事項の調査に関する事務を処理し、並びに企画及び立案に参画する。（特許侵害業務室）
第三百三十八条	2	審判課に、特許侵害業務室を置く。
第二款 第二款	2	特許侵害業務室は、工業所有権に関する無効の審判事件、取消しの審判事件及び訂正の審判事件（判定請求事件及び鑑定を含む。）に関する事務をつかさどる。
第三百三十九条から第三百四十五条まで	3	特許侵害業務室に、室長を置く。
第三百四十六条	2	特許庁に、特許庁顧問を置くことができる。
第三百四十七条	3	特許庁顧問は、特許庁の所掌事務のうち重要な施策に参画し、及び特定事項を処理する。
第三百四十七条の二	2	（政策企画官、企画官及び業務管理官）
第一	2	政策企画官は、命を受けて、長官官房の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。
第二	3	企画官は、命を受けて、長官官房の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に関する事務並びに関係事務に参画する。
第三	4	業務管理官は、命を受けて、人事、文書、会計その他の業務管理に係る特定事項に関する事務を処理する。
（中小企業金融検査室）		
第三百四十七条の二	2	中小企業金融検査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
第一	2	一、信用保証協会法（昭和二十八年法律第百九十六号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であつて、経済産業省の所掌に係るものに関する事務。 二、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であつて、経済産業省の所掌に係るものに関する事務。 三、株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務であつて、経済産業省の所掌に係るものに関する事務。
第二	4	四、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の施行に関する事務のうち検査に関する事務と（独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第一項第三号、第四号、第五号、第八号、第十号、第十三号及び第十四号並びに同法附則第八条の八号）に掲げる業務のうち貸付け及び出資に関する検査に関する事務に限る。）。
第三	5	五、独立行政法人中小企業基盤整備機構法の施行に関する事務のうち検査に関する事務（同法第十七条第一項第一号及び第二号の規定による業務の委託に関する検査に関する事務に限る。）。
第四	3	中小企業金融検査室に、室長を置く。
（調査室）		
第三百四十八条	2	企画課に、調査室を置く。
第一	2	調査室は、次に掲げる事務をつかさどる。
第二	1	一、中小企業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての総合的な情報の収集、分析及び提供に関する事務。
第三	2	二、中小企業に関する基本問題及びその他の中小企業に關係がある経済問題に関する調査及び研究に関する事務（金融課及び財務課の所掌に属するものを除く。）。
（統括官公需対策官、統括下請代金検査官及び取引調整官）		
第三百四十九条	3	調査室に、室長を置く。
第一	3	（統括官公需対策官、統括下請代金検査官及び取引調整官それぞれ一人を置く。）



**第一条** この省令は、平成十六年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年九月二九日経済産業省令第九八号)

この省令は、平成十六年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一六年一二月二七日経済産業省令第一一四号)

この省令は、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

**附 則** (平成一六年一二月二八日経済産業省令第一一六号) 抄

**第一条** この省令は、信託業法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

**附 則** (平成一七年一月一四日経済産業省令第二号)

この省令は、平成十七年一月十六日から施行する。

**附 則** (平成一七年三月三〇日経済産業省令第四〇号)

この省令は、平成十七年三月三十一日から施行する。

**附 則** (平成一七年四月一日経済産業省令第四九号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年四月一三日経済産業省令第五四号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則** (平成一七年六月三〇日経済産業省令第六七号)

この省令は、平成十七年七月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年八月一日経済産業省令第七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年八月二四日経済産業省令第八八号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、法の施行の日（平成十七年十月一日）から施行する。ただし、第七条から第十三条まで、第三十一条並びに次条第二項及び附則第十三条の規定は、法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十七年九月一日）から施行する。

**附 則** (平成一七年九月三〇日経済産業省令第八八号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一七年一一月七日経済産業省令第一〇一号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成一七年一二月二二日経済産業省令第一一〇号)

この省令は、平成十八年三月三日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月二八日経済産業省・国土交通省・環境省令第一号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。

**附 則** (平成一八年三月三〇日経済産業省令第三五号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年三月三一〇日経済産業省令第六五号)

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

**附 則** (平成一八年五月二六日経済産業省令第六五号)

この省令は、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律の施行の日（平成十八年五月二十九日）から施行する。

**附 則** (平成一八年九月二九日経済産業省令第九〇号)

この省令は、平成十八年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年四月一日経済産業省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三百五条、第三百七条、第三百十条及び第三百十一条の改正規定は、平成十九年六月一日から施行する。

**附 則** (平成一九年九月一八日経済産業省令第六五号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年二月二五日経済産業省令第一一号)

この省令は、平成二十年三月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年四月一〇月三一日経済産業省令第二九号)

この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

**附 則** (平成一〇年四月一〇月三一日経済産業省令第七八八号)

この省令は、平成二十一年十一月一日から施行する。

**附 則** (平成二一年三月三一日経済産業省令第一六号)

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二一年七月二八日経済産業省令第四二号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

**附 則** (平成二一年八月二八日経済産業省令第四八号)

この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十二年九月一日）から施行する。ただし、第三十四条第一項の改正規定は、平成二十二年十月一日から施行する。

**附 則** (平成二一年九月一六日経済産業省令第五八号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、平成二十二年十一月一日から施行する。

**附 則** (平成二三年三月一六日経済産業省令第九号)

この省令は、平成二十二年三月二十三日から施行する。

**附 則** (平成二三年四月一日経済産業省令第二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二三年七月一日経済産業省令第四〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二三年一〇月一五日経済産業省令第五一号) 抄

**(施行期日)**

**第一条** この省令は、商品取引所法及び商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十三年一月一日）から施行する。

**附 則** (平成二三年三月三一日経済産業省令第一七号)

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二三年六月一九日経済産業省令第三三号)

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

**附 則** (平成二四年三月三〇日絏済産業省令第三〇号)

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二四年四月六日経済産業省令第三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成二四年七月一日絏済産業省令第五四号)

この省令は、平成二十四年七月十二日から施行する。

附 則	(平成二四年九月一四日経済産業省令第六八号)	この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日(平成二十四年九月十九日)から施行する。
附 則	(平成二五年五月一六日経済産業省令第二四号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成二五年六月一六日経済産業省令第三一号)	この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。
附 則	(平成二五年五月三一日経済産業省令第一九号)	この省令は、公布の日から施行する。
附 則	(平成二六年五月二五日経済産業省令第二九号)	この省令は、平成二十六年三月一日から施行する。
附 則	(平成二六年六月一六日経済産業省令第二〇号)	この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。
附 則	(平成二六年六月三〇日経済産業省令第三四号)	この省令は、平成二十六年七月一日から施行する。
附 則	(平成二七年二月二〇日経済産業省令第七七号)	この省令は、意匠の国際登録に関するハーゲ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。
附 則	(平成二七年三月三一日経済産業省令第三一号)	この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則	(平成二七年六月三〇日経済産業省令第五二号)	この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。
附 則	(平成二七年七月一四日経済産業省令第五四号)	この省令は、平成二十七年七月十五日から施行する。
附 則	(平成二七年八月三一日経済産業省令第六三号)	この省令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第
附 則	(平成二七年九月二九日経済産業省令第六七号)	この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。
附 則	(平成二七年一二月二二日経済産業省令第七五号)	この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。
附 則	(平成二八年三月三一日経済産業省令第五九号)	この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。
(施行期日)		
第一条	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中経済産業省組織規則	第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中経済産業省組織規則
第五条の改正規定は、同年五月一日から施行する。		第五条 この省令は、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月十六日)から施行する。
附 則	(平成二八年六月一七日経済産業省令第七五号)	この省令は、令和二年一月七日から施行する。
附 則	(平成二九年三月三一日経済産業省令第五九号)	この省令は、令和二年四月一日経済産業省令第三一号)抄
(施行期日)		
第一条	この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、令和二年四月一日から施行する。
第五条の改正規定は、同年五月一日から施行する。		第五条 この省令は、令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)抄
附 則	(平成二九年三月三一日経済産業省令第五九号)	この省令は、令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)抄
(施行期日)		
第一条	この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中経済産業省組織規則	第一条 この省令は、令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)抄
第一条	この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中経済産業省組織規則	第一条 この省令は、令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)抄
第三百二十条の二及び三百二十七条の改正規定は、同年七月一日から施行する。		第三百二十条の二及び三百二十七条の改正規定は、同年七月一日から施行する。
附 則	(平成二九年七月五日経済産業省令第五〇号)	この省令は、令和五年六月三〇日経済産業省令第三三号)抄
(施行期日)		
第一条	この省令は、公布の日から施行する。	第一条 この省令は、令和五年六月三〇日経済産業省令第三三号)抄
附 則	(平成三〇年三月三〇日経済産業省令第一九号)	この省令は、令和五年四月一日から施行する。
(施行期日)		
1	この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第一条中経済産業省組織規則	1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。
の改正規定は、同年十月一日から施行する。		の改正規定は、令和五年四月一日から施行する。

附 則	(平成三〇年七月二五日経済産業省令第四九号)	この省令は、平成三十年七月二十五日から施行する。
附 則	(平成三一年三月一九日経済産業省令第三五号)	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。
(施行期日)		
1	この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。	1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。
附 則	(令和元年七月一日経済産業省令第一七号)	この省令は、令和元年七月一日から施行する。
附 則	(令和元年七月一一日経済産業省令第二五号)	この省令は、令和元年七月一一日から施行する。
(施行期日)		
1	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。	1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。
附 則	(令和二年一月七日経済産業省令第一号)	この省令は、令和二年一月七日から施行する。
附 則	(令和二年四月一日経済産業省令第三一号)	この省令は、令和二年四月一日から施行する。
(施行期日)		
1	この省令は、令和二年四月一日から施行する。	1 この省令は、令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)抄
附 則	(令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)	この省令は、令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)抄
(施行期日)		
1	この省令は、令和二年九月一六日経済産業省令第七五号)抄	1 この省令は、令和三年六月一六日経済産業省令第六三号)抄
附 則	(令和三年六月一六日経済産業省令第六三号)	この省令は、令和三年六月一六日経済産業省令第六三号)抄
(施行期日)		
1	この省令は、令和三年六月一六日経済産業省令第六三号)抄	1 この省令は、令和三年七月三〇日絏済産業省令第七〇号)抄
附 則	(令和三年七月三〇日絏済産業省令第七〇号)	この省令は、令和三年七月三〇日絏済産業省令第七〇号)抄
(施行期日)		
1	この省令は、令和四年四月一日から施行する。	1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
附 則	(令和四年三月三〇日絏済産業省令第二二二号)	この省令は、令和四年三月三〇日絏済産業省令第二二二号)抄
(施行期日)		
1	この省令は、令和四年四月一日から施行する。	1 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
附 則	(令和四年四月二一日経済産業省令第四三号)	この省令は、令和四年四月二一日経済産業省令第四三号)抄
(施行期日)		
1	この省令は、令和四年四月二一日経済産業省令第四三号)抄	1 この省令は、令和五年四月二十一日から施行する。
附 則	(令和五年四月二十一日経済産業省令第四三号)	この省令は、令和五年四月二十一日から施行する。
(施行期日)		
1	この省令は、令和五年四月二十一日から施行する。	1 この省令は、令和五年三月三一日絏済産業省令第一八号)抄
附 則	(令和五年三月三一日絏済産業省令第一八号)	この省令は、令和五年三月三一日絏済産業省令第一八号)抄
(施行期日)		
1	この省令は、令和五年四月一日から施行する。	1 この省令は、令和六年三月二九日絏済産業省令第二五号)抄
附 則	(令和六年三月二九日絏済産業省令第二五号)	この省令は、令和六年三月二九日絏済産業省令第二五号)抄
(施行期日)		
1	この省令は、令和六年四月一日から施行する。	1 この省令は、令和六年六月二八日絏済産業省令第四二号)抄
附 則	(令和六年六月二八日絏済産業省令第四二号)	この省令は、令和六年六月二八日絏済産業省令第四二号)抄

この省令は、令和六年七月一日から施行する。

---

---